

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 **更新**

当社は、経営の効率性、透明性を確保しつつ、ステークホルダーとの信頼関係を強化することが、企業価値を向上させるものであると考えており、これらを実践するためにコーポレートガバナンスの強化、充実が必要であると考えております。

また、当社は、取締役会を中心とした適切な意思決定および業務管理体制ならびに適正な監督・監視体制を図るとともに中長期的視点に基づいたコーポレートガバナンスを構築し、経営の効率性、透明性を向上させることにより、株主に対する受託責任・説明責任を十分に果たすことをコーポレートガバナンスの基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 **更新**

【原則1-2】株主総会における権利行使

【補充原則1-2(4)】

当社は、機関投資家等の株主構成の状況次第によっては議決権行使を行いやすい環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供が必要と認識しております。

しかしながら、現状の株主構成や費用面を勘案した場合、現時点においての対応は不要と考えておりますが、将来の状況に応じて対応・整備してまいります。

【補充原則1-2(5)】

当社は、株主総会における議決権は、信託銀行等の名義で株式保有する機関投資家等の実質株主を特定することができないことから、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりません。

今後につきましては、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わる検討・整備に努めてまいります。

【原則3-1】情報開示の充実

【補充原則3-1(2)】

当社では、英語での情報の開示・提供については現状の当社株主構成とその効果を勘案し行っておりませんが、今後の株主構成の変化に応じて検討を進めております。

【原則4-1】取締役会の役割・責務(1)

【補充原則4-1(2)】

当社は、激しく変化するビジネス環境の中で、数値目標を前提とした中期的な業績予測を掲げることは、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、数値目標をコミットメントする中期経営計画は公表しておりません。

一方、単年度予想と実績との乖離に関する原因分析は定期的に行っており、決算発表等を通じ株主を含むステークホルダーに対し開示・説明を行っております。

【原則4-11】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

【補充原則4-11(3)】

第三者による各取締役へのヒアリングにより、代表取締役、取締役社長及び取締役会議長が取りまとめを行うことで、取締役会の実効性について分析・評価を実施しております。

当該内容により、取締役会が実効的に機能している旨を確認しております。

書面での直接確認および結果の概要の開示につきましては、今後の検討課題として認識しております。

【原則4-14】取締役・監査役のトレーニング

【補充原則4-14(2)】

当社では、取締役・監査役就任者向けに、必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を実施してまいります。

また、社外取締役・社外監査役に当社グループの経営理念、経営方針、事業活動および組織等に関する理解を深めることを目的に、随時、これらに関する情報提供を行っております。

また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割および責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、あつせん、費用の支援を行ってまいります。

上記方針の開示につきましては、今後の検討課題として認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4】いわゆる政策保有株式

当社は、上場株式を新規に政策保有する場合、もしくは既に政策保有している場合については、事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し、中長期的な観点から当社グループの企業価値の向上に資することを確認した上で新規保有や継続保有を判断いたします。
当社では、現在上場株式を保有しておりませんが保有するに至った場合には、中長期的な視点で企業価値向上につながるか、または当社の株式保有の意義が損なわれないかを当社判断基準として議決権の行使を行ってまいります。

【原則1－7】関連当事者間の取引

関連当事者取引は開示における影響も大きく、関連当事者取引の網羅性を確保するためには、そもそも関連当事者の網羅性を確保することが必要であると認識しております。

当社においては、関連当事者について正しい認識を有するよう、社内において全役職員が容易に周知できるようチェックリストを作成し取引の合理性・妥当性の検証を行っております。

また、関連当事者の網羅性を確保するため、今まで期末に実施していた関連当事者の評価手続きを、役員選任後早い時期に1度実施し、期末にも同様の手続きを行っております。

さらに、当該チェックリストを用いて内部監査においても事後継続的に検証しております。

利益相反の可能性がある取引については、会社法356条で規制されている取引には形式的には該当しない取引においても、実質的には会社との利益が相反する取引については、その取引を実行することが会社の利益になるということを、取締役会等において、必要に応じて外部の専門家の意見も聴取しながら厳密に検証しております。

当社グループがその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社グループ及び株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとしております。

【原則3－1】情報開示の充実

当社は、法令等に基づく開示を適切に行うことに加え、意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するため、以下のとおり、情報開示の充実に努めております。

(1) 当社の経営理念や経営戦略については、当社ホームページ、決算説明会資料、アニュアルレポート等にて開示しております。

(2) コーポレートガバナンスの基本方針は次のとおりです。

当社は、取締役会を中心とした適切な意思決定および業務管理体制ならびに適正な監督・監視体制を図るとともに中長期的視点に基づいたコーポレートガバナンスを構築し、経営の効率性、透明性を向上させることにより、株主に対する受託責任・説明責任を十分に果たすことをコーポレートガバナンスの基本方針としております。

(3) 経営陣幹部及び取締役・監査役の報酬体系等に関しては、役職、職務執行内容、及び責任等を総合的に判断したうえで適切性等について検討し、取締役・監査役については株主総会にて承認された報酬総額の範囲内にて、取締役会及び監査役会において決定を行っております。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、当社の経営陣幹部または取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、その適切性等について検討し、取締役会において決定を行っております。

取締役・監査役の選定・再任の可否につきましては、業務執行を行う経営陣から独立した立場である社外取締役及び社外監査役が候補者を選定・評価を行っております。

(5) 各役員候補者の選任理由については、株主総会招集通知において開示しております。

【原則4－1】取締役会の役割・責務(1)

【補充原則4－1(1)】

取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定め、取締役会の決議事項以外の内容については経営陣に委任しております。

また、業務執行責任者および社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて常に見直しが行なわれる仕組みを構築しております。

【原則4－8】独立社外取締役の有効な活用

当社においては社外取締役による牽制を十分に機能させるためには、複数の独立社外取締役を選任することが必要であると考え、3分の1以上の独立社外取締役を選任する方針とし、これを役員の選任のルールとして明確にしております。

また当社では、上記ルールに拠り東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を3名選任しており、それぞれ弁護士、公認会計士、企業経営者としての専門的な知識と豊富な経験に基づき、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

【原則4－9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社では、独立社外取締役を選任するための独立性について特段の定めを設けておりませんが、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことを基本的な考えをもとに、社外役員の独立性に関する基準を定めており、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しております。

【原則4－11】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

【補充原則4－11(1)】

当社取締役会は、定款で定める取締役8名、監査役5名の員数の範囲内において、各事業に伴う知識・経験・能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としております。

当社の経営理念、経営戦略をもとに、取締役の選任については、その経験・見識・専門性などを総合的に評価・判断して選定しております。

また、社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っております。

取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の考え方を踏襲していく予定であります。

【補充原則4－11(2)】

社外取締役および社外監査役をはじめ、取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めております。

当社は、社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況について、コーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。

社外取締役のうち2名が、当社グループ以外の他の上場会社の役員を兼任しておりますが、その数は合理的な範囲にとどまっていると判断しております。

また、当社の社外監査役は、他の上場会社の役員は兼任しておりませんので監査業務に常時専念できる体制となっております。

また当社の業務執行取締役は、当社グループ以外の事業をおこなっている会社の役員は兼任しておりませんので、当社における業務執行に専念できる体制となっております。

【補充原則4－11(3)】

第三者による各取締役へのヒアリングにより、代表取締役、取締役社長及び取締役会議長が取りまとめを行うことで、取締役会の実効性について

分析・評価を実施しております。
当該内容により、取締役会が実効的に機能している旨を確認しております。
書面での直接確認および結果の概要の開示につきましては、今後の検討課題として認識しております。

【原則4－14】取締役・監査役のトレーニング

【補充原則4－14(2)】

当社では、取締役・監査役就任者向けに、必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を実施してまいります。

また、社外取締役・社外監査役に当社グループの経営理念、経営方針、事業活動および組織等に関する理解を深めることを目的に、随時、これらに関する情報提供を行っております。

また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割および責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、あつせん、費用の支援を行ってまいります。

上記方針の開示につきましては、今後の検討課題として認識しております。

【原則5－1】株主との建設的な対話に関する方針

当社では、IRの重要性を鑑み、代表取締役自らがIR担当取締役となる体制を整備しております。

株主や投資家に対しては、代表取締役が出席する決算説明会を半期に1回開催するとともに、逐次、スモールミーティングを実施しております。

これらの結果は、随時、経営陣幹部および取締役会に報告しております。

なお、株主や投資家との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エスアンドピー	20,820,900	31.64
エコ・キャピタル合同会社	18,500,000	28.11
矢吹満	2,668,800	4.05
日本証券金融株式会社	1,378,400	2.09
西谷茂樹	573,300	0.87
前田司	500,000	0.75
楽天証券株式会社	428,800	0.65
株式会社コムシス	336,000	0.51
稲垣隆秀	331,200	0.50
巻幡俊	250,800	0.38

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明更新

所有株式数及び割合は、直前の基準日である平成27年8月31日に基づく状況、及び平成28年2月15日に実施した自己株式の処分を反映し記載しております。

当社は自己株式を7,714,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

所有株式の割合は自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	8 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 8 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社外取締役

取締役の人数 5 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 3 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
名越陽子	弁護士											
松山昌司	公認会計士											
近藤恵理子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
名越陽子	○	中京市民法律事務所に在籍する弁護士である。	弁護士としての豊富な経験と実績を踏まえ、取締役に求められる豊富な経験と高い見識を有し、内部統制の強化を踏まえた当社の是正措置の実施を管理・監督いただける立場として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外取締役に選任し、独立役員に指定いたしました。
松山昌司	○	松山公認会計士事務所に在籍する公認会計士である。	公認会計士としての豊富な経験と実績を踏まえ、取締役に求められる豊富な経験と高い見識を有し、また当社の第三者委員会委員、また経営改革委員会委員長として内部統制の強化を踏まえた当社の是正措置の実施を管理・監督いただける立場として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外取締役に選任し、独立役員に指定いたしました。
			企業経営者としての豊富な経験と実績を踏まえ、取締役に求められる豊富な経験と高い見識を有し、また当社の第三者委員会委員、また経営改革委員会委員長として内部統制の強化を踏まえた当社の是正措置の実施を管理・監督いただける立場として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外取締役に選任し、独立役員に指定いたしました。

近藤惠理子	○	株式会社グロープリnkの代表取締役社長である。	識を有し、また当社の経営改革委員会委員として内部統制の強化を踏まえた当社の是正措置の実施を管理・監督いただける立場として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場。にあることから、社外取締役を選任し、独立役員に指定いたしました
-------	---	-------------------------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の数

5 名

監査役の数

4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は監査役会で定めた監査役監査基準、監査方針及び監査計画などに従い監査業務を行っております。
監査役は内部監査室、経営管理本部等、内部統制部門から必要に応じてヒアリングを実施するなどして内部統制の実施状況を把握しております。
監査役は監査の他に、合法性と合理性の観点から、内部監査を実施する組織として内部監査室を設置しており、業務の効率性改善や不正取引の発生防止等を目的に内部監査を計画的に実施しております。
監査役は、監査計画策定時、四半期レビュー時、期末監査時に会計監査人と会合をもうけ、契約書、報告書の説明を聴取し、受領するとともに意見交換を行っております。
また、会計監査人監査への監査役立会を実施しております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の数

3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
本間周平	公認会計士													
松本卓也	弁護士													
西澤拓哉	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			公認会計士としての豊富な経験と実績を踏まえ、取締役求められる豊富な経験と高い見

本間周平	○	プラス会計士事務所在籍する公認会計士である。	識を有し、また当社の経営改革委員会委員として内部統制の強化を踏まえた当社の是正措置の実施を管理・監督いただける立場として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外監査役に選任し、独立役員に指定いたしました。
松本卓也	○	阿部・井窪・片山法律事務所に在籍する弁護士である。	弁護士としての豊富な経験と実績を踏まえ、取締役役に求められる豊富な経験と高い見識を有し、また当社の経営改革委員会委員として内部統制の強化を踏まえた当社の是正措置の実施を管理・監督いただける立場として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外監査役に選任し、独立役員に指定いたしました。
西澤拓哉	○	西澤公認会計士事務所に在籍する公認会計士である。	公認会計士としての豊富な経験と実績を踏まえ、取締役役に求められる豊富な経験と高い見識を有し、また仮監査役（一時監査役職務代行者）として当社の監査業務に精通しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外監査役に選任し、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 6 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の要件（当社の親会社又は兄弟会社の業務執行者等、当社を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者等、当社からの役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家、当社の主要株主、及び前述の近親者並びに当社又は子会社の業務執行者等の近親者に該当しない）を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 更新 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、2期に渡る具体的な数値目標（平成28年8月期の営業利益が200万円以上の場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の2分の1を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。平成29年8月期の営業利益が200万円以上の場合新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の2分の1を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。）を掲げ、営業利益の継続的な計上という目標達成に向けて、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社及び当社子会社の取締役に対して、有償にて新株予約権を発行しております。

ストックオプションの付与対象者 更新 社内取締役、社外取締役、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、2期に渡る具体的な数値目標（平成28年8月期の営業利益が200万円以上の場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の2分の1を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。平成29年8月期の営業利益が200万円以上の場合新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の2分の1を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。）を掲げ、営業利益の継続的な計上という目標達成に向けて、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社及び当社子会社の取締役に対して、有償にて新株予約権を発行しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告において、取締役、社外取締役、監査役、社外監査役に区分し、支給人数及び支給総額を開示しております。役員ごとの報酬については、1億円以上の役員がいないため省略しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役並びに社外監査役の専従スタッフは配置しておりませんが、経営管理本部が社外取締役並びに社外監査役を補佐しており、取締役会、監査役会の担当を明確にし、必要な資料、情報の提供及びヒアリング等のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、原則、月1回の定例取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会があり、その場で迅速な意思決定を行っております。取締役会では、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定、当社及び子会社の業務執行の監督等を行っております。また、取締役会においては、監査役が出席し必要に応じて質疑を行い、又は意見を表明しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

(1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は変化の早い事業環境にあって、経営の健全性と迅速な意思決定の両立を実現し、企業価値を継続的に増大させるためには、コーポレート・ガバナンスの整備と強化が重要な課題であると考えております。

(2)企業統治の体制の概要及び企業統治の体制を採用する理由

当社は監査役設置会社の形態を採用しておりますが、コーポレートガバナンス体制の改善・強化に努めております。

取締役会は提出日現在、社外取締役3名を含む取締役5名から構成されており、監査役会につきましては、社外監査役3名を含む監査役4名により取締役の業務遂行を監督しております。

当社は透明性の高い経営や、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を維持するため、監査役には毎月開催の取締役会のほか、臨時に開催する取締役会においても参加を要請しており、十分な議論の上、迅速な意思決定ができる体制の確立を図っております。

一方コンプライアンスに関しましては、顧問弁護士、監査法人等の社外専門家と密接な関係を保ち、経営に法的な統制が働く仕組みを構築しております。

以上の施策とあわせ、監査役の機能を有効に活用しながら経営に対する監督機能を強化することによって、経営の透明性の向上、経営責任の明確化、スピーディーな意思決定、経営監視機能の強化等が図れるものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

他社による決算繁忙月を回避し、事業年度末を8月、定時株主総会の開催を11月としております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

アナリスト、機関投資家向けに半期毎に説明会を実施しております。

あり

IR資料のホームページ掲載

決算短信、開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料について掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置

IR活動は経営管理本部が担当しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

あらゆるステークホルダーに対して公平かつ公正な情報を提供すべく、適時適切に情報を公開しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務運営を適正に且つ効率的に行うことを確保するために、以下の体制によって適切な組織の構築、規程・規則等の制定・改廃ならびに情報の伝達および監査を実施していくことを定めるものです。

なお、本方針は法令の改正並びに社会情勢の変化に対応するため、適宜見直しを行い、改善を図り、適法且つ効率的な企業体制を構築することを目的とします。

1. 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款および各種社内規程等を遵守するとともに、適正かつ健全な企業活動を行う。また、代表取締役社長をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令順守を社内に周知徹底する。
- (2) 取締役会は、取締役会規程の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、当社並びに子会社の取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、当社並びに子会社の取締役の業務執行を監督する。
- (3) 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する社内規程を制定し、当社並びに子会社の取締役及び使用人は、法令、定款及び定められた社内規程に従い業務を執行する。
- (4) 当社並びに子会社の取締役及び使用人による業務執行が、法令、定款及び定められた社内規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。
- (5) 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、当社並びに子会社各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、経営管理本部を窓口として定め、適切に対応する。
- (6) コンプライアンスの状況は、当社並びに子会社各部門の責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備および推進に努める。

2. 当社並びに子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び文書管理規程、職務権限規程等に基づき、適切に保存および管理する。
- (2) 当社並びに子会社の取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は、当社並びに子会社のコンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
- (2) リスク情報等については、当社並びに子会社各部門の責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応は経営管理本部が行うものとする。
- (3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ確実な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- (4) 内部監査室は、当社並びに子会社各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

4. 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を行い、当社並びに子会社における執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図る。
- (2) 当社並びに子会社の取締役の職務執行が、効率的に行われていることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定並びに業務執行の監督等を行う。当社並びに子会社各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- (3) 当社は、子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、子会社の取締役の職務執行が適正かつ効率的な運営に資することを確認するために、定例の会議を開催して経営数値その他の重要な情報について定期的な経営報告を義務付け、必要に応じて当社の取締役が助言と指導を行う。

5. 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社の経営について、重要な事項については事前に協議し、経営内容を的確に把握するために、報告事項を定め定期的に報告を求める。
- (2) 子会社における経営上の重要事項については、当社取締役会で協議し承認する。
また、グループ全体での会議を定期的に開催して、子会社の業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応、リスク管理等についての意見交換や情報交換を行う。
- (3) 子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等は、経営管理本部が統括管理し、全体のリスク管理について定める規程を策定し、その規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求める。
- (4) 当社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。また監査については、監査役及び内部監査室が監査規程に基づき実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びにその使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととし、監査役は監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (2) 当該使用人はその指示に関して監査役の指揮命令に従い、取締役、部門責任者の指揮命令を受けないものとし、その人事に関しては監査役会の同意を必要とする。

7. 当社並びに子会社の取締役及び使用人が、当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社並びに子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、社内通報制度による通報状況およびその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社並びに子会社は、監査役への社内通報について、通報者が不利益な扱いを受けることを禁止し、通報者を保護することとする。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対して、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、監査役会規則及び監査役監査基準に基づき、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。なお、監査役は、当該費用の支出に当たってはその効率性及び適正性に留意するものとする。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、監査役会規則及び監査役監査基準に則り、取締役会のほか、必要に応じて重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、当社並びに子会社の取締役及び使用人は説明を求められた場合には、監査役に対して詳細に説明することとする。
- (2) 監査役は、内部監査室及び経営管理本部と連携を図るとともに、代表取締役社長及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認するものとする。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社並びに子会社は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、内部統制システムの整備運用状況を評価し、財務報告の信頼性確保を推進する。
- (2) 当社並びに子会社は、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
- (3) 当社並びに子会社は、財務報告の信頼性を確保するために、経営管理本部を中心に、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を取締役に報告する。
- (4) 当社並びに子会社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

＜内部統制システムの整備状況＞

当社グループは、法令遵守体制、リスク管理体制、経営の効率化、企業集団の業務の適正を確保する体制、監査役監査体制等の整備に努めております。

また、順次、整備状況を検討し、改善することにより、実効性を担保しております。

リスク管理体制の整備状況については、事業活動において生じる重要なリスクについて、経営管理統括本部においてリスクを分析・検討し、必要に応じて外部専門家に意見を求め、取締役会において決定しております。

情報管理体制に対しては、情報セキュリティマネジメントシステムを推進し、その枠組みを積極的に活用し、情報管理体制の一層の改善に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化するとともに取引規約に暴力団排除条項を導入する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - (2) 経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。
- また、当社並びに子会社の役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

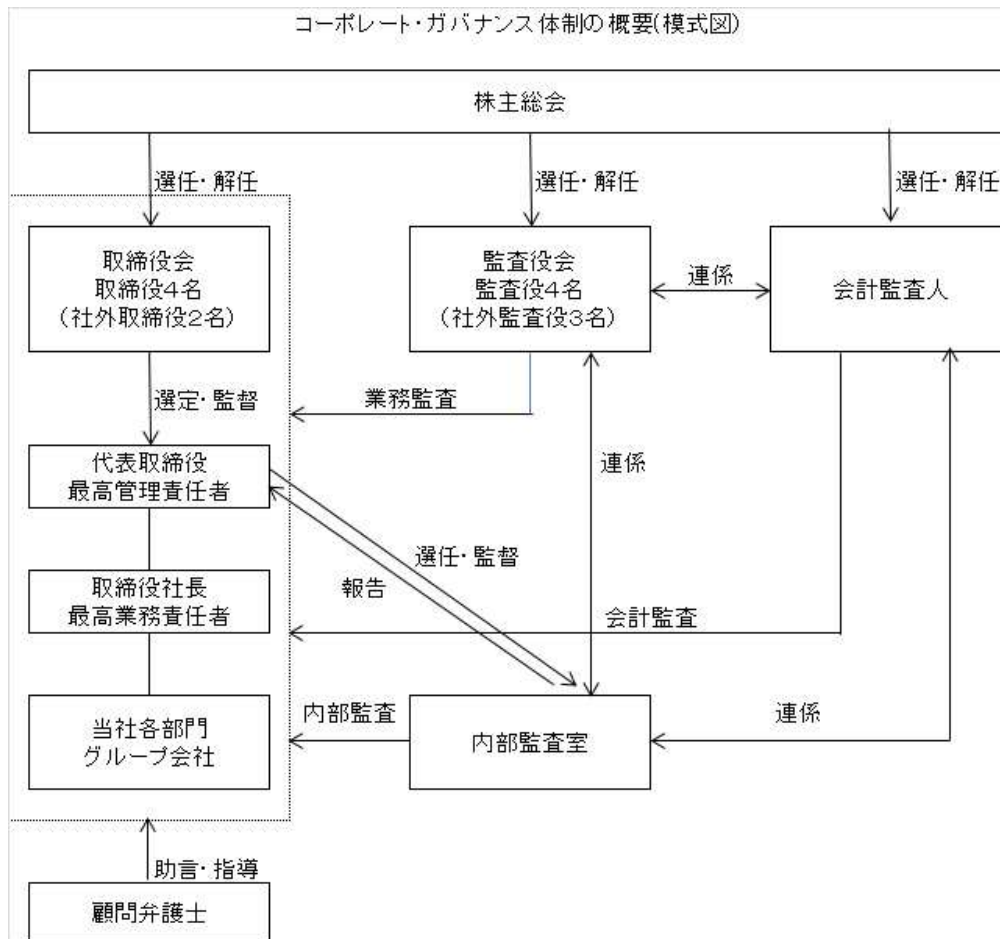
1. 適時開示に関する基本方針

当社は適時かつ適切な企業情報の開示により投資者に適切な投資判断材料を提供することが、株式市場および当社に対する投資者等の信頼のために不可欠であると認識しております。

2. 適時開示に関する社内体制

内部情報につきましては、代表取締役最高管理責任者が一元管理しております。

適時開示につきましては取締役会、経営戦略会議(取締役及び監査役も出席)において十分に検討したうえで、速やかに開示する体制になっております。



適時開示体制の概要(模式図)

